

令和 6 年度

第 1 回芽室町教育委員会会議
(公開用)

令和 6 年 4 月 24 日

芽室町教育委員会

会議録

令和6年4月24日第1回芽室町教育委員会会議を芽室町役場2階会議室7で開催した。

○開会時間 15時00分

○閉会時間 15時30分

○出席委員	教育長職務代理者	鳥本和宏
	委員	福井栄子
	委員	松久大樹
	委員	土井槙悟

○欠席委員 なし

○出席職員	教育長	程野仁
	教育推進課長	坂口勝己
	生涯学習課長	江崎健一
	教育推進課課長補佐	清末有二
	生涯学習課図書館長	藤澤英樹
	教育推進課教育推進係長	林宏明
	生涯学習課社会教育係長	藤村学
	生涯学習課スポーツ振興係長	梅森祐之
	教育推進課教育総務係長	金須智秋

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 前会議録の承認
日程第3 教育長の報告
日程第4 報告第1号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）
日程第5 報告第2号 芽室町営水泳プール及び芽室町トレーニングセンターにおける愛称募集結果の件
日程第6 議案第1号 芽室町教育支援委員会委員委嘱の件
日程第7 議案第2号 芽室町教育研究所職員委嘱の件
日程第8 議案第3号 芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件
日程第9 議案第4号 芽室町社会教育委員委嘱の件
日程第10 議案第5号 芽室町文化財保護審議会委員委嘱の件
日程第11 議案第6号 芽室町スポーツ推進委員委嘱の件
日程第12 議案第7号 芽室町図書館協議会委員委嘱の件
日程第13 議案第8号 芽室町部活動地域移行推進協議会設置規則制定の件
日程第14 議案第9号 芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定の件

◎日程第1「会議録署名委員の指名」

○程野教育長 本日の委員会の出席は5名であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に基づき、教育長及び在任委員の過半数が出席していますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより、第1回教育委員会会議を開会いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」について、芽室町教育委員会会議規則第16条に基づき、教育長及び会議で決めた委員1名とすることから、本会議の会議録署名委員は福井栄子委員とします。

◎日程第2「前会議録の承認」

○程野教育長 日程第2「前会議録の承認」についてであります、質疑等ござりますか。

（「なし」と発する声あり）

○程野教育長 それでは、前会議録のとおり承認いたします。

◎日程第3「教育長の報告」

○程野教育長 日程第3「教育長の報告」について、まずは私からですが、教育委員の皆さんにも出席していただきましたが、4月8日に各小中学校入学式、上美生小学校のみ4月9日に入学式が挙行され、新年度が無事スタートしているところであります。各学校長には教育行政執行方針等を踏まえた学校経営とするよう、指導助言をしているところであります。

各課から報告をお願いします。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 教育推進課所管事業の主なものについて御報告させていただきます。

4月3日、教育委員会の皆さまにも御列席いただき、学校職員辞令伝達式を行い、その後、学校経営者会議において、令和6年度の教育行政執行方針を説明しております。また、4月10日には本年度最初の小中学校校長会議を開催し、令和6年度事業の説明を行っております。

教育推進課は以上です。

○程野教育長 生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 生涯学習課所管事業の主なものについて御説明をしてまいります。

まず、3月21日から3月29日にトレーシー市に訪問して、無事に帰つてきたところでございます。それを受け4月10日に、茅室町・トレーシー市交流協会定期総会の中で、今後の6月にトレーシー市側から茅室町に人が来るものですから、受け入れ体制について検討を開始したところでございます。トレーシー市の関係では、4月30日に、町長と共に行った中学生も含めて報告会をする予定で進めるということでございます。

生涯学習課からは以上でございます。

○程野教育長 以上、教育長の報告といたします。本日の会議は、この後、1件の非公開の日程がありますので、議事進行において提案説明の前に非公開の決定をお願いします。

日程第4報告第1号茅室町奨学金貸付の件については、茅室町教育委員会会議規則第12条第1号に規定する公開することにより個人の権利を侵害する恐れのある事項にあたりますので、非公開としたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、1件非公開といたします。

○日程第4「報告第1号 茅室町奨学金貸付の件（非公開）」

○程野教育長 日程第4「報告第1号 茅室町奨学金貸付の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

○日程第5「報告第2号 茅室町営水泳プール及び茅室町トレーニングセンターにおける愛称募集結果の件」

○程野教育長 日程第5「報告第2号 茅室町営水泳プール及び茅室町トレ

ニングセンターにおける愛称募集結果の件」、説明願います。

生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 4 ページになります。芽室町営水泳プール及び芽室町トレーニングセンターにおける愛称募集の結果について報告いたします。

5 ページを御覧ください。芽室町営水泳プール及び芽室町トレーニングセンターにおける愛称募集の結果について、記載をしているところでございます。期間内に、芽室町営水泳プールには 39 件、芽室町トレーニングセンターには 32 件の応募があり、検討の結果、スポーツ推進委員等の意見をいただきながら、町と教育委員会のほうで決めさせていただいたところでございます。選定の結果は 4 のとおりでございまして、この 2 名の方につきましては、4 月 18 日木曜日において、町長の方から該当者に記念品の贈呈をしているところでございます。なお、愛称につきましては 5 月から使用するものとしまして、指定管理者と掲示等について現在確認を行っているところでございます。

以上です。

○程野教育長 愛称について募集した結果、町営水泳プールについては「SwiSwi 芽室」、トレーニングセンターについては「めむろ・スマイルフィットネス」に決定して表彰したということあります。質疑等ございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について報告のとおり承認いたします。

○日程第 6 「議案第 1 号 芽室町教育支援委員会委員委嘱の件」

○程野教育長 日程第 6 「議案第 1 号 芽室町教育支援委員会委員委嘱の件」、説明願います。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 6 ページ、日程第 6 「議案第 1 号 芽室町教育支援委員会委員委嘱の件」についてご説明いたします。芽室町教育支援委員会規則第 4 条の規定に基づき委員を委嘱しようとするものであります。

最初に 9 ページをお聞きください。9 ページ、芽室町教育支援委員会規則になります。この規則では、第 1 条で特別な配慮が必要な児童生徒に対し、適切な就学の支援を行うための調査・審議を行う芽室町教育支援委員会を設置することを定め、第 3 条では、その委員は医師、学識経験者等のうちから教育委員会が委嘱することとし、第 4 条で委員の任期は 2 年と定めているところです。この規則に基づき、現職につきましては、昨年、令和 5 年 4 月 26 日開催の教育委員会で 12 名の委員を委嘱したところですが、7 ページにお戻りいただき、7 ページ下段、記載にあ

りますように、本年 4 月 1 日の教職員人事異動による欠員または校内人事の変更による記載の 4 名の方を後任として委嘱しようとするものであります。なお、委嘱期間は規則第 4 条に基づき、前任者の残任期間とするものであります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 報告、提出、異議はございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について原案どおり承認いたします。

◎日程第 7 「議案第 2 号 芽室町教育研究所職員委嘱の件」

○程野教育長 日程第 7 「議案第 2 号 芽室町教育研究所職員委嘱の件」、説明願います。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 11 ページ、日程第 7 議案第 2 号芽室町教育研究所運営規則第 2 条に基づき委員を委嘱しようとしているものであります。

14 ページをお開きください。こちらは芽室町教育研究所設置条例です。

第 3 条に記載のとおり、教育に関する専門的事項の調査研究などを行うために設置するものであります、その職員は、第 4 条で芽室町立小中学校教職員の中から委嘱することとしております。さらに下段、芽室町教育研究所運営規則第 2 条で、職員の委嘱は 22 人以内とし、町内小中学校長の推薦をもって教育委員会が行い、任期は 2 年と定めているところであります。この規則に基づきまして、現職員につきましては、昨年の教育委員会で 9 名を委嘱したところでありますけれども、12 ページにお戻りいただき、記載のとおり、後任を委嘱するものであります。委嘱の期間は規則第 2 条に基づきまして、前任者の残任期間とするものであります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について、原案どおり可決いたします。

◎日程第 8 「議案第 3 号 芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件」

○程野教育長 日程第 8 「議案第 3 号 芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件」、説明願います。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 15 ページになります。日程第 8 「議案第 3 号 芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件」についてご説明いたしま

す。

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第2条に基づき委員を委嘱しようとするものであります。

はじめに16ページを御覧ください。関係する規則となります。まずこの協議会の役割になりますけれども、17ページ下段に第7条第1項第1号になりますけれども、教育目標及び学校運営計画として第2号の教育課程の編成に関する基本方針などを承認する組織となっております。委員構成は、16ページ下段の第3条において、協議会の委員は15人以内、2つ以上の学校について、1つの協議会を設置する場合については20人以内とし、校長の推薦を受けて地域住民や保護者、校長、教職員などの中から、教育委員会が任命することとなっており、任期につきましては、17ページ第4条にありますように、1年で再任は妨げないという規定となっております。

本日お配りした議案第3条関係資料を御覧ください。この資料の中の2ページ目の芽室小学校学校協議会委員名簿以降、各小学校中学校の協議会委員の名簿を記載しております。なお、3ページ目の上美生小学校と中学校につきましては、1つの協議会としておりますので、合計で6協議会、82名の方を1年間任命しようとするものであります。

なお、3ページ目の上美生小中学校運営協議会、それと7ページ目の芽室西中学校運営協議会委員として、推薦予定の方1名につきましては名簿に記載にありますように、近日中の決定となる予定でありますので、それぞれの所属団体からの報告後に校長推薦を持って委嘱したいという考えでありますので、合わせて御提案させていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について質疑はございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について、原案どおり可決いたします。

◎日程第9「議案第4号 芽室町社会教育委員委嘱の件」

○程野教育長 日程第9「議案第4号 芽室町社会教育委員委嘱の件」、説明願います。

生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 20ページ、日程第9「議案第4号 芽室町社会教育委員委嘱の件」についてであります。

こちらについては、芽室町社会教育委員設置条例第2条及び第4条の規定に基づいて、委員を委嘱しようとするものであります。

21ページを御覧願います。こちらにつきましては、新たに芽室中学校の

新倉校長に委嘱するので、こちらにつきましては、人事異動の関係ということで、任期につきましては、前任者の残任期間とし、令和6年4月1日から7年5月31日までとなっているということでございます。関係条例については、22、23ページとございますので、こちらにつきましては、後ほど御覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について質疑はございますか。

(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第10「議案第5号 芽室町文化財保護審議会委員委嘱の件」

○程野教育長 日程第10「議案第5号 芽室町文化財保護審議会委員委嘱の件」について、説明願います。

生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 議案の24ページ、日程第10「議案第5号 芽室町文化財保護審議会委員委嘱の件」について御説明いたします。

こちらにつきましては、任期満了に伴い、芽室町文化財法条例第18条及び第19条の規定に基づきまして、委員を委嘱しようとしております。

25ページが名簿になってございますけれども、記載のとおり、再任が3名、新任2名、合わせて5名について、委嘱しようとしております。前回の委嘱についても、5名であり2名が退任され、新たに2名の選任を得ようとしております。任期につきましては、記載のとおり、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間とするものでございます。関係条例につきましては、26ページから30ページでございますので、後ほど確認していただければと思います。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について質疑はございますか。

松久委員。

○松久委員 そのほかの委員に比べて見慣れない部分があるのですけれども、どのように選任されているのか、どういう感じの方々かを可能な範囲で伺いたいと思います。

○江崎生涯学習課長 芽室町の文化財としては、「柏の木」を指定しておりますが、その他の文化財も情報提供があれば審議とすることになっております。そのような観点から精通している方の人選を進めたところであります。

○程野教育長 本件について、そのほかよろしいですか。

それでは本件について異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第 11 「議案第 6 号 芽室町スポーツ推進委員委嘱の件」

○程野教育長 日程第 11 「議案第 6 号 芽室町スポーツ推進委員委嘱の件」、
説明願います。

生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 議案は 31 ページになります。日程第 11 「議案第 6 号 芽室町スポーツ推進委員委嘱の件」でございます。

こちらにつきましても、任期満了に伴いスポーツ推進委員に関する規則第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものでございます。

32 ページをお開きください。記載のとおり、今回再任 8 名、新任 2 名、合わせて 10 名に委嘱しようということでございます。前回も 10 名でございまして、2 人が退任され、新たに 2 名の選任しようとするものであります。任期につきましては、記載のとおり、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 年からの 2 年間とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 それでは本件について、原案どおり可決いたします。

◎日程第 12 「議案第 7 号 芽室町図書館協議会委員委嘱の件」

○程野教育長 日程第 12 「議案第 7 号 芽室町図書館協議会委員委嘱の件」、
説明願います。

生涯学習課長

○江崎生涯学習課長 35 ページ、日程第 12 「議案第 7 号 芽室町図書館協議会委員委嘱の件」、こちらにつきましては芽室町図書館設置及び管理条例第 6 条第 4 項の規定に基づき、委員を委嘱するものでございます。

36 ページをお開き願います。前任者の退任に伴いまして、芽室西小学校の吾妻校長、芽室高校の藤田校長を新たに委嘱しようとするものでございます。任期につきましては前任者の残任期間とし、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとするものでございます。

一覧については、37 ページになってございます。

関係条例は抜粋になりますけれども、38 ページに記載してございますので、御確認いただければと思います。

以上で、発表を終わります。

○程野教育長 本件について質疑はございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第13「議案第8号 芽室町部活動地域移行推進協議会設置規則制定の件」

○程野教育長 日程第13「議案第8号 芽室町部活動地域移行推進協議会設置規則制定の件」、説明願います。

生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 39ページ、日程第13「議案第8号 芽室町部活動地域移行推進協議会設置規則制定の件」でございます。

40ページをお開き願います。こちらの規則につきましては昨年度制定いたしました、芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則に代わるものでございまして、新たに部活動の地域移行を進めるために、協議会の設置を行うための規則制定でございます。内容について簡単にご説明いたしますけれども、第2条といたしまして、所掌事項といたしまして、(1)部活動の地域移行に係る調査研究に関する事項、(2)部活動の地域移行に係る仕組みづくりの検討に関する事項、(3)前2号に掲げるもののほか部活動の地域移行に必要な事項に関する事項について、協議会の設置をしているところでございます。

組織につきましては、第3条に記載してございますけれども、学校関係者及びその他関係団体等の中から、教育委員会が適当と認めているもののうちから、教育委員会から委嘱または任命をするところでございます。委員は最大で12名以内とするもので進めてまいりたいと思っております。

第4条につきましては、委員の任期は2年以内とするということでございますけれども、今、国の目標として、休日の移行を令和8年3月31日までに実施しようというところもございまして、そこを意識した中で、基本的には2年間の任期というふうに考えているところでございます。

こちらにつきましては、第1回目の協議会を5月末に実施する方向で、今、委員の選任の方を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

松久委員。

○松久委員 ここで言うところの部活動というのは、中学校だけの部活動を指しますか。

○程野教育長 生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 基本的には、部活動ですので、中学校を意識したもの

であります。少年団とかクラブ活動的な部分も担っていくことについて、中学校を中心に進めながら、ゆくゆくは違う組織を立ち上げて、クラブ化というところも進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○程野教育長 関連してありますか、よろしいですか。

鳥本教育長職務代理者

○鳥本教育長職務代理者 協議会設置のところで、今後、芽室町としてすごく難しい問題ではあると思うのですけれども、後ろ向きではなく子どもたちがどうスポーツができる環境を作っていくかというのは、教育委員会のみならず校長先生の考え方一番かなと思うので、それを踏まえた中で良い方向に芽室町が、各中学校が、子供たちが少ないから部活がなくなるという簡単なところではなくて、町内で中学校の子供たちというものを考えて進めてもらいたいなと思っています。

○程野教育長 生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 やはり、芽室町のスポーツの在り方といいますか、部活動だけというと中学校の3年間だけということになりますので、そこも意識はしなくてはいけないのでけれども、やはり小さい頃からの文化スポーツ活動というところを通して、その中の今、部活動という一部分だけですけれども、まず、芽室町としてスポーツ振興をどうしていくかということが最大の決定事項にはなっていくのだと思います。

ただ今の時点では、部活動の移行というところにはなっていこうかと思いつますので、その辺につきましては、もちろん教育委員会だけではできないところもありますし、地域のコミュニティというところもあると思いますが、もちろん学校でやっている活動というところがなかなか払拭できないというところもありますので、そういうこともまずは皆さんに実状ですか、どうしていこうというところをまず確認し合いながらですね、あまり拙速にということも考えていませんし、ただあまり遅くならないようにということもありますので、その辺を意識しながら、教育委員会でもきちんと確認しながら進めていくというふうに考えています。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 部活動の単なる受け皿探しではなくて、子供たちの生涯学習の一環、生涯を通してスポーツ、文化活動、ができるような環境を整えていくこと、ひいては地域づくりにも繋がると、そういう観点で進めているということあります。

では本件について、そのほかよろしいですか。

それでは異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第 14 「議案第 9 号 芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定の件」

○程野教育長 日程第 14 「議案第 9 号 芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定の件」、説明願います。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 42 ページ、日程第 14 「議案第 9 号 芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定の件」について御説明いたします。

本件につきましては、3 月 25 日開催の教育委員会議の際の協議案として、御説明させていただいたところです。その後、町内全小中学校の校長及び教頭から意見聴取を行いました。その結果、特に意見等はございませんでしたので、プラン内容につきましては、修正なく原案のとおりに決定したいということで、本日御提案させていただきたいということです。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 本件について質疑はございますか。前回、協議案として提示しているということですが、よろしいですか。

では、原案どおり可決いたします。

今後の日程についてお願ひします。

○事務局 今後の日程についてです。5 月の定例会につきましては、5 月 29 日 15 時から役場 2 階会議室 7 で実施いたします。その他については、5 月 29 日の教育委員会会議終了後、16 時頃から総合教育会議を開催する旨の通知がありましたのでよろしくお願ひいたします。

以上になります。

○程野教育長 それでは、以上で、第 1 回教育委員会会議を終了いたします。お疲れ様でした。

会議録署名 教育長 程 野 仁

会議録署名 教育委員 福 井 栄 子